○国土交通省令第七十四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号及び第十三号、第二十四条第五項ただし書、第二十六条の三第二項第九号及び第四項、第二十六条の四第四項及び第五項ただし書、第二十六条の七第二項第八号及び第四項、第二十六条の八第四項ただし書並びに第四十条から第四十二条までの規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条の五） 第一章の二　基本方針（第九条の六） 第二章　地域公共交通計画の作成及び実施 第一節～第六節　（略） 第七節　自動車地域旅客運送サービス再構築事業（第三十二条の二―第三十二条の九） 第八節　海上運送利便確保事業（第三十二条の十―第三十二条の十四） 第九節～第十一節　（略） 第三章～第六章　（略） 附則 （法第二条第七号の国土交通省令で定める措置） **第二条の二**　法第二条第七号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。 一・二　（略） ２　前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の法第二条第七号の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。 （法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上） **第三条**　法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。 （法第二条第八号イの国土交通省令で定める者） **第四条**　法第二条第八号イの国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。	目次 第一章　総則（第一条―第九条の三） 第一章の二　基本方針（第九条の四） 第二章　地域公共交通計画の作成及び実施 第一節～第六節　（略） （新設） （新設） 第七節～第九節　（略） 第三章～第六章　（略） 附則 （法第二条第六号の国土交通省令で定める措置） **第二条の二**　法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。 一・二　（略） ２　前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。 （法第二条第六号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上） **第三条**　法第二条第六号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。 （法第二条第七号イの国土交通省令で定める者） **第四条**　法第二条第七号イの国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。